

平成22年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成22年6月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年6月9日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年6月9日	14時22分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席1名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	欠	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳		3番	後藤信八	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一		健康福祉課長	眞島敏明	
	教 育 長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会 計 管 理 者	平野 勉		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総 務 課 長	小野龍雄		まちづくり推進課長	大久保敏幸	
	企画政策課長	岩坂唯宜		教育学習課長	毛利俊治	
	財 政 課 長	安永靖文		総合政策係長	木村 司	
	税務住民課長	重松俊彦				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1	第33号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 2	第34号議案	基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 3	第35号議案	基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 4	第36号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5	第37号議案	第 3 次基山町国土利用計画について
日程第 6	第38号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 7	第39号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	第40号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	第41号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第10	第42号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第11		委員会付託
日程第12		議案の訂正について
日程第13		議会改革特別委員会の設置について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 第33号議案

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 第33号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5 番（片山一儀君）

本条例の第 8 条 2 項、著しく困難、あるいは22条 2 項に、勤務しないことが相当であると、こういうふうに定められてますが、これは基準がつくってあるのでしょうか。

それから、22条 2 項あるいは3 項に、被養育者または要介護者、1 人のときは5 日間、2 人になると10日間と、このようにあるんですが、1 人にかかる手間と2 人になったときが単純に倍の計算になぜなるのでしょうか。

それから、この休暇、無給だと思うんですが、無給か有給か、これは何で明確にされることになっておりますでしょうか。その点についてお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、基準については、私のほう勉強不足で、基準についてまだしてませんが、1 人が2 人になったという点、これはあくまでも休暇をすることによって、1 点は少子化対策の面からの、休暇をふやして男女共同参画という形の中で、今女性ばかりが育児等を行っている点を加味して、男子も参加することを与えながら、1 人の場合が5 日間とあった分について、これを1 年間、2 人以上になった場合10日間にするということで、労力に関して倍になったということではないと思います。その辺の基準をどのような計算でされたかということは、私たちのほうも把握をいたしておりません。上位法の中で、地方公務員法の中で定められておりますので、その辺については私たちも勉強不足であります。

それから、無給と有給という形で、今回の場合は有給休暇という制度の中で定められたと

ころでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

これは法律で定まってるからということなんですか。要するに、有給であれば、普通年次休暇というのがあるんですね、名目はどうであれ。そういうとり方があるわけですよ。これはまた有給休暇、確かに少子化やいろんなことはあると思うんですが、そこらあたりはきちっと納得のいくようにしなきゃいけないと思うんです。

それから、5日か10日については非常に苦しい答弁で、要するに一人っ子、シングルの子供を育てるときも、双子のときも、確かに手はかかるけど、それが単純に倍の日数になるのかなと。これをどう説明できるのかなというのが質問なんですね。だから、大してその質問にはお答えいただかなかつたと、こう思ってるんですが。上が決まってるからという話ですが、何を根拠にされたのか教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、この条例の説明をさせていただきましたように、法律に関しましては地方公務員法の中で定める前に労基法の中で制定されております。100人以上の雇用を置いているところについては、こういった労基法に従いなさいということで先に定めておられましたけれども、これを人事院のほうで精査しまして、労基法の中で定められてることを今度は国会のほうに、公務員のほうも定めなければならないという手順の中から、この法令が定められるようになっております。その点からしまして、先ほど1人から2人になるという労力のところについては、私のほうも把握をいたしておりません。非常に申しわけありません。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかに。重松議員。

2番（重松一徳君）

今、片山議員が質問された部分と若干重なる部分もあるわけですけども、一つは、これ3月議会で時間外の勤務の手当支給の割合の改定または時間外の勤務代休休暇の新設というこ

とで、3月議会でも職員の勤務時間及び休暇については条例の改正をして、そしてまた今回6月議会に出ておるわけですが、そのときにも1点、後藤信八議員のほうからも言われましたけども、100人以下の中小企業については猶予を、何カ月ですか、24年7月1日までですね。2年間ですか、猶予を持たずというのがあって、今回公務員については6月30日からこれやるということで、今提案されてるんだらうというふうに思いますけども、この辺が本当に基山町ですぐにできるのかという問題も片方はあるというふうに私も思っています。

それから、先ほども言われましたけども、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は認めないというのもあるわけですが、職員の業務ですね。職員の業務というのは、それぞれ課があって、係があって、その下に課員といいますが、職員がいると。業務の範囲はどこですか。

例えば、年休の時季変更権のときにもよく問題になるんですけども、基山町全体を一つの事業とみなして事業の継続が困難な場合はという説明だったら、いや、基山町全体の職員でその1人の仕事をカバーして回しますというふうになるわけですが、業務ちなると、例えば係が5人いると。5人の中で業務を回さなければならないと。そうすると、実質的にその人の仕事をほかの人が回せるだけの余裕がないという場合には、これは業務が遂行できないということで認めないという場合が出てくるんですね。だから、年休の時季変更権の場合も、業務に支障があると言えば認めないという場合が多く出るんですね。しかし、事業になってくると違うんですね。だから、先ほども基準がないというふうなことも言われてますけども、これ明らかにしてもらわないと、実際とろうと思ってもとれないと。自分の仕事が回らないと。かわりの人がいないという場合はとれないという問題も出てくるのかなというふうに思います。

それから、年休の関係少し出ましたけども、3月議会でも、じゃあ基山町職員は平均何日年休を取得されてますかということで、平均13日というふうに言われています。実際、20日とる権利があるにしても、丸々20日とる人は少ないというのはあるかもしれませんが、13日と。それ以外に今回こうして、子供が1人の場合は5日、2人の場合は10日とか、介護の場合にも今回短期介護休暇というのも新設されておりますので、実際とろうと思ってもとれるのかと。とれるように、じゃあ町長が施策として職員の業務の運行に対して横断的に、ほかの課の方が手伝うとかということで業務を回すというふうになるのかと。今の課がどうしても縦割り行政であるだけに、その課の業務、その係の業務が、係は応援すると思います

けども、ほかの方がなかなかそこに応援できない、してないのが実情じゃないかなと思いま  
すけども、この2点について質問をいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

先ほど、片山議員のほうからも基準をどういうふうに定めているのかという点の部分もあり  
ますけれども、全体で業務を遂行していく場合と、その係で担当がどうしてもその業務を  
やっていかないかんと部分との内容は出てくると思います。それにつきましては、係の  
2人体制という形で業務のほうは遂行していく努力を、現在も職員のほうには年間目標の中  
でも掲げて行っておりますので、その辺についてはケース・バイ・ケースの点も出てくると  
思います。という観点からしても、やはり基準を、こういう形のマニュアル的なものはつく  
りがたいところがあるのではないかということで、なるべく、有給制度に合わせて考える場  
合もありますし、極端に言えば、病休で休んだときの体制を確保するというところも今取り  
組んでいるところでございます。

それから、年休が年1人当たり13日ぐらいの消化じゃないかということで、実際この制度  
の活用につきましては、こういうことを設けることによって育児それから介護等にも携わっ  
てほしいという国のねらいもあると思います。今までの中では、ほとんどの職員はこれに関  
しては多分有給を活用して行っていたと思いますけれども、ここを明確にすることによって  
育児に専念できるという観点のところをとらえていると思いますので、育児に関して休暇が  
出た場合については優先的に執行ができるというようなふうを考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私は、今回の条例改正は大変いいことというふうに思ってるんです。問題は、改正して、  
この条例の中身で、改正した中身で、じゃあとれるのかなと。今、年休、先ほど言いました  
けども、13日平均とられていると。言われるように、今年休で消化していた部分で、例えば  
育児だったり、介護だったり、そういうところで今回はこの制度を利用してするとすれば、  
今13日の中で例えば介護とか育休で休まれてた部分が、これで休めば、年休がまた消化が少  
なくなるのかなという問題がありますけども、じゃあ実際今年休を13日とられてる部分で、

例えば、今年休は本来理由を書く必要は要らないんですけども、どういうことで年休とられるんですかというふうに聞かれている部分もあるかと思います。そのときに、いや、今回こうして育児休暇の部分の年休をとりたいとか、例えば介護で年休をとりたいとかという部分がどれくらい含まれてるのかなという部分、これ調査されてますか。

そして、例えば5日とか出されてますけども、その中で十分できる部分もあろうかと。特に、介護とかになれば長期になる場合もありますね。見なければならぬと。例えば、これでは足りない。その部分は当然年休も利用されるだろうと思いますけども、今年休13日のうち大体どれくらいの方がこういう項目で年休をとられているのかというの、これわかりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

職員の中で13日の活用について詳しくは調べておりません。ただ、現行では、まず出産補助休暇につきましては14日以内に2日間という現行制度、それから23条2の子の看護休暇につきましては、現在も就学前まで子供が何人いても5日間はとれるということで、これは何人かこの制度を活用してとっている人もおります。それから、新設されました、短期介護休暇とは別に介護休暇がありますけれども、これを半年間使われて活用した職員もおります。こういったところもありますし、長期に介護する部分は多分これを活用していくと思いますけれども、これは無給ですので、その辺の申請が要るわけで、介護につきましては10日間を利用しながら、病院に緊急の場合に連れていく場合はこれで活用が考えられると思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

資料の4ページの説明、資料の一番最後の施行期日について、先ほど重松議員も触れましたが、一部規定は、常時100人以下の中小企業ですね、24年7月まで猶予するという法律になっておるようですが、この中のどれが猶予されるあれになっとるのかどうか。その辺わかりましたらお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

下の施行期日についての一部の、100人以下の労働者の雇用事業主についてはということでは、うちのほうも把握をしておりません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

官のほうが率先して子育て支援をやるということについての趣旨としてはいいんですけど、一方で、100人以下といいますと、恐らく基山においては地場産業の方もほとんど対象じゃないと。こちらに出てきてる大手の企業の方が対象ぐらいの話でありますから、こういうことについてやっぱり真剣に、どういうものが対象で対象じゃないかということについてぐらいはきちとつかんどいていただきたい。例えば、配偶者のほうが職員で育児休業中やと。夫は民間やと。100人以下の企業に勤めとるということは、夫はこういうの全く対象じゃないわけですね。そういうことが出てくるわけで、ぜひ、私も直接は調べてませんが、一部規定が何か見送られて、猶予を持たれて、何が即刻施行せないかん対象として取り入れないかんのかについて、調査してほしいと思いますようよろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長、今の件に関してありますか。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

対象については調査のほうを行いたいと思います。ただ、新聞の論調の中で入っておりますのは、民間にこの規定をしても実施をしない職場が大半ではないかと。その点で、公務員のほうに早期に取り入れたのは、公務員のほうからこういう少子化時代に対する対応、それから介護、育児に対する対応ということで、早期に取り組んでほしいという指針の分は含まれておりますので、この辺についてまた調査も行っていきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

資料の2ページの10条のところですけども、休暇の種類関係で職員の休暇はということで、年次休暇から夏季休暇、公務災害、それぞれあって、今回特に、今説明がっておりますように、少子化対策の一つとしての子育て支援ですか、それとまた介護休暇ということですが、



職員そのものはなかなか、公務員の場合はこういうような形で、ある程度の規定が決められてとられる可能性もあるわけですが、中小企業関係についてはなかなか年次休暇というのはとれないということで、公務員から先にこういうようなのを実施していくというのが今課長の説明じゃなかったかと思いますが、要は、年次休暇にしても平均13日ということでさっき説明がありましたけども、男の方が仕事関係でなかなか深夜に、公務員関係も仕事が忙しいという形で年次休暇もとれないということに対して、勤務年数によって有給休暇等もやっぱり違うと思いますが、その休暇の最高20日間の中でこれは5日とか10日をとっていくわけですか。そのほかにとっていいわけですか。ちょっとその辺。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

これは、20日は与えられた有給休暇ですので、それ以外の特別休暇という形になります。だから、プラスになるという形でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員いいですか。大山議員。

9番（大山軍太君）

職員の有給休暇は1年間に20日発生して、それを1年間とらんで次の年まで繰り越しができますか、例えば40日とか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

それは、繰り越すことによって最高40日になっております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

これは、今いろんなところで公務員がやり玉に上がってるようなところがあるわけですが、いわゆる公務員の労務管理の中の一つだと思うんですね。で、私は町長に考え方をお聞きしたいんですが、今基山町の役場の職員で複数の人が、いわゆるうつ病で来ておりませんね。その数も私は異常に多いんじゃないかと思うんですよ。何か労務管理に問題があるんじゃない

かと思いますが、町長はどういうふうにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

直接は関係はないけど、ただ、今の問いに簡潔に、余り触れないところで、難しいでしょうが答弁。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

職員の病休につきましては、現在4名の職員がそういう形で休暇をいたしております。これにつきましては、それぞれの職員によって内容も違うと思いますが、病院の通院によって今回復を図っているところです。それにつきましては、管理職の中でも協議をしながら、また職員の中でも一つの課題として協議をしていかなければならないと思っておりますけれども、ただ病気の内容につきまして、かなり私たちのほうも気を使わなければならないような内容ですので、これについては産業医、それからかかっております担当医とも協議をしながら早期の回復を図っていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。平田議員。

12番（平田通男君）

いや、私、今4名という話は知りましたけれども、異常に多いんじゃないかと思うんですね。役場の男性職員が全部で80ぐらいでしょ、男性は。で、これ全部、80人のうちの4人がそういう神経性にかかわる病気で入院するというのは、私は余りに異常な数字じゃないかと思うんですよ。今の世の中のそういう状況をあらわしているのかなという気もしますけれども、やはりもっと前向きに検討をする必要があるんじゃないかと思います。これは意見として申し添えておきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第33号議案に対する質疑を終わります。

日程第2 第34号議案

議長（酒井恵明君）

日程第2．第34号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題

とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

第33号議案もそうですが、重松君が言ったように、これ大事な、今必要な条例だと思うんですが、役場職員の労力低下、労働力の低下といいますが、あるいは公共サービスの低下というのか、そこらあたりについてどのようにお考えなのか。

それから、これに直接関連が、出てくるとは思うんですが、基山町の職員ですね、夫婦職員というのは何人おられるんだろうか。日田で、これ目的は違うんですが、全部そういうところで人員整理をしていった経緯があります。これはただ単にじゃなくて、私も議員に出るときに民生委員という仕事やめました。それは、報酬をいただくわけじゃないんですが、活動費というのを渡されます。これは税金が渡されるわけですね。税金が1つのところへ集中するのは私はよくないことであると、こういうふうに考えて民生委員やめたんですけども、そういうことで、労働力の低下とか税の分配法ですね、これが問題にないのかどうか、お考えになったことがあるのかどうかお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

労働力の低下という内容、行政サービスが低下してるのではないかということじゃなくてですか。

5番（片山一儀君）

違います。これを行うことによって休暇をたくさんとらなきゃいけないんだけど、これは当然公共サービスの低下につながる、人員が減ればですね。その手だてはお考えになったことがあるのかどうか。それから、税の配分について考えられたことがあるのかどうかということ。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

これにつきましては、職員に対しての労働条件の中の一つの与えられたものと思っておりますので、これで業務等が低下する分については何らかの方策はとっていかなければならないとは思っております。一時的な臨時職員とか、そういった形で補えるものについてはそう

いう形をとっていきたいと思います。

それから、税の報酬部分については、私のところではまだそこまでは検討いたしておりませんので、その辺は今後勉強させていただきたいと思います。

それから、夫婦の職員についてということですけど、私も含めてですけども、数字的なものは現在把握はいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今、いろんなことを行われるときに、いろんな検討をしていただかなきゃいけないと思うんですね。先ほど後藤議員から出てましたけど、私はなぜ地方公務員の方が国家公務員の勧告に従うんだろうか。基山町の税を納めてる方々の平均給与、こういうものをなぜ見られないんだろうかと。確かに、公務員は法に従ってきちとやらなければいけない。5時15分になったら、時間が終わったら帰らなきゃいけない。それは法を守ることです。しかしながら、それはある見方をすれば、先楽後憂、先に楽しんで憂いは後からと、こういうことになりかねない。

で、農協の調べによりますと、例えば年金で一番多いのは教職員組合です。その次に多いのが地方公務員です。3番目ぐらいに国家公務員の年金でことになってますが、非常に厚いですね。処遇が厚い。しかも、基山町の、あるいは国の税金も入ってますが、要するに国民の税金で、職員でも、これは非常に微妙なシビアな問題であります、労働権の問題がありますから。ありますが、一家をそのまま2人も税金で支えてる体制ですね。これはどうかなと。私、そこで回るときに気がつくんですが、一般のお店、大手のとは6時ぐらいになったら帰ってこられる方ありますが、大体8時から9時まで働かれてるんですね。そこらあたりをね、やはり行政をやるときにはそこまで思いをいたして、今いろいろと考えてないとおっしゃったが、いろんなことを多方面から多層に検討されてやっていただくことが必要かなと、こう思います。ないとおっしゃったんで、これからわかりませんが、よろしく御検討をお願いしたいということを申し上げます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

今、片山議員の言われた部分ですね、本当に今の考え方でいいのかなと。職業の自由、勤労の自由、そしてお互い結婚する自由。そこに、職場がただ単に一緒だからと。税金を使っているからということの問題。これちょっといろんな方面で考えないと難しい問題があるというふうに思いますし、片方の意見だけで言われる部分は大変私は問題があるなというふうに、これ私の個人の意見ですけども、思っております。

そこで、育児休業ですね、私も見ててなかなかわからない部分がありますので、再度説明もお願いしたいんですけども、資料の5ページ、育児休業をすることができない職員ですね、2条の部分で、改正前の3と4が改正後の1と2になっていると。改正前の1、2と5、6は省略された部分とかあって、また第2条の2が追加されてる部分がありますので、もう一度ここ説明していただいていいですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

2条の1号から6号につきましては、まず1、2につきましては、地方公務員法の条文の中で「その他の」という表現が「その他」となったことによりまして、これは条文の解釈ということで、それは1と2は除かれるように条文の整理がなされてるということでございます。それから、5と6については、できるようになったために5、6は削除されたということでございます。で、3号と4号が、改正前につきましては残った形ですので、これを1号、2号と改めたということでございます。

それから、育児休業に関する条例の主な点につきましては、条件の緩和が一番の条件でございます。これは、育児休業は子の両親のどちらかにしか与えられてなかったものが、今回から両方に与えられるということで、その部分が大幅に変わったことで条文改正がされておると。

それから、3号につきましては、有給休暇のほうで14日のうちに2日間とることができるということになっておりましたけれども、これは、2日間は有給ですので、それはそれとして、これと別に産後パパという形で男性に与えられた分が、産後の57日間の中に今までは育児休業をとることができるのが3歳児までに1回を申請する方式になってましたけれども、57日間の産後の中に育児休業を1回とることができる。で、改めて産後57日を除いた後に

また新たに2回目をとることができるという部分が、新たに改正されたということでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

なかなか難しい、わからないんですけども、例えば日々雇用職員は、これはまず該当しませんね。嘱託職員は年休が年14日ですか、ありますね。そうすると、嘱託職員は該当しませんか。嘱託職員も該当しない。じゃあ、もう正規の職員しか該当しないという中身になるのでしょうか。それだったらそれでいいです。

それと、今回に限らずですけども、男性もとれるという中身ですよ。そうすると、先ほどの問題と一緒になんですけども、果たして、今病欠で4人の方も休んでいらっしゃるというのも言われてるんですけども、本当にこれ利用できるのかなと。せっかくつくった制度を利用できる体制に、基山町の今職員の定数含めてですね、あるのかなと思いますけども、申し込みがあればこれは、例えばさっきみたいに著しく業務に支障がある場合とかという項目ないので、これは申請があれば無条件に認めるという形になるのでしょうか。この2点お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

これは、条例制定の中で請求があれば、当然与えられたことですので行っていきたいということになると思います。ただ、先ほど男性に与えられたことですが、どちらかのほうに今までは与えられておったと。育児休業に関しましては、例えば3歳児までの中に、極端に言うと1年交代でやるとか、そういう申請をされる、例えば3カ月交代で両親が交互に申請をして3歳児まではこういう休業の中で行っていくというパターンが、それぞれに夫婦の中でされればオーケーだったのが、今回は男親、両親どちらでも可能ですよということになったということでございます。

それから、育児休業については無償となりますので、その辺はそれぞれの考えの中で申請をされるのだと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

だから、申請されれば無条件で受ける分ですかという質問ですけども。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

それは、申請があればうちのほうも受けなければならないと思います。それから、年次休暇の中でも話させていただきましたように、こういう体制が今後発生してくるということで、職員の中でもそういう状況を踏まえて、また事務に支障のないような体制は我々のほうでも考えていかなければならないと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第34号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第3 第35号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3 第35号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

第34号議案の4条2項に、(4)に組合費ですかね、これの控除が認められておりますが、その7号に、その他町長が必要と認めるものは定めることができるというふうに書いてあるんです。これは、常々条例の中で基山町は、町長が定めること、ほかに必要があればと、こういう条文が必ず多くのものに入ってます。これでよく法制担当職員が通したなと思うんです。これは、一般的には町長が恣意的に決めるというように理解できるんです。一般的には、これは別途規則で定める、規則というのは町長が定めることができるんですから町長が定めるんですが、規則で定めると、それは文書化されて公正なものになります。ただ、町長が定めると書かれてると、これは町長が勝手に定めることができるよという解釈になります。そういう点で、基山町の条例のつくり方に私は疑問を持っております。これは御検討ください。

さて、組合費について、この前も時間外労働のところで質問したと思うんですが、三六協定はありますかと言ったら、ないとおっしゃったように記憶してます。これは、労働基準法でいろんなものを天引きするものは非常に規制されてます。なぜかというと、今まで親方だとか社長が勝手にする。たしか今、会社の社内貯金ですかね、こういうことも全部禁止になってるはずであります。こういうことを、例えば組合費は多分労働協約でもって決めることになってるはずですね。そういうところですね、やはり勝手にこれをやってはいかん、法律を定めるといふか、法に基づいてやらないと非常に危険なことがある。

例えば、私は議会に来たとき、費用弁償があるとき気がいたら全部個人の口座に入ってた。それは何に入ってるんですかって聞いたら、全部委員会会計に入ってるんです。こういうことすらチェックできなかったんです。今は変わりましたよ。個人の報酬は個人にというのが原則であります。要するに、俸給から天引きするのも非常に手続が大変ですが、ここでただ条例に定めたからという話じゃなくて、条例に定めるには、その前提となる労働協約がきちっとされてるのか。あるいは、三六協定できちっとやってるのか。そこあたりいかがなってますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

労働組合のどういう形でできてるかということではありますが、昭和55年、1980年7月25日に労使間での交渉の結果の確認をとり、確認書という形でこの部分については確認を行っております。これに基づいて、現在天引きを行っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

確認というのは、口頭確認から文書確認からいろいろあります。それがちゃんと定めてある労働協約という文書確認があるはずですね。それがされてるかどうかということを知りたいんです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）



これにつきましては、先ほど言いましたように確認書ということで、文書で双方で労使間の確認を行っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。3回目ですね。片山議員。

5番（片山一儀君）

先ほどちょっと申し上げたんですが、法令上、町長が定めるとい文章がたくさんあります。これはやはり変えていかなければいけないと。そこらあたりしっかり研究してください。重ねて申し上げます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

7号の、その他町長が必要と認めるものということで上げておりますのは、職員の天引きについては職員の確認が必要になります。そういう形で、これを天引きすることで問題がないだろうということで確認を行っていくわけですけど、例えば団体生命の保険とかですね、こういうものについて町長のほうと、これが問題ないということで上げるということです。これは、あくまでも職員の承諾が必要というふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第35号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第4 第36号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4 第36号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第36号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第37号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5 第37号議案 第3次基山町国土利用計画についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

ここの基山町国土利用計画は、国なり県の国土利用計画の策定に伴って、基山町では株式会社グローバルライフサポートに委託をしてつくられました。そして、それを町民との意見交換会を踏まえ、それから審議会を経て出てきてるわけでありますが、先日全員協議会で説明された事項と今回は違っております。ページの12ページと19ページに約2行が挿入されました。まず、その経緯を説明していただきたいと思います。

それから、いつも言うことですが、提案理由に議会の議決が必要であるからということが入っておりますが、市町村国土利用計画というのは、これは必ずではないんです。つくることができるということになってます。1次、2次がずっとつくられたから何となくつくってあるのか。そこあたり、きちっと変化の必要性がないと理由にならないと私は申し上げてる。確かに、国土利用計画がないと、あと補助金の申請だとか、いろんな根拠になりますから大事なものだと思います。思いますが、そこあたりがきちっとされないといけないということでもあります。漫然につくられるんだったら提案理由をしっかりと考えて、なぜそれが必要かということをお知らせしていただくということをお願いをします。

で、最初に質問した、12ページ、19ページに何で2行入ってきたのか、この経緯をお知らせください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

その前に、国土利用計画につきましては担当係長を同席させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

今、全協の後に変更したということで、なぜかということですが、これは当然全協の後に付け加えたものですが、全協で説明をさせていただいたときにもいろんな御意見ありまして、議員の皆様あたりとのいろいろな意見を含めまして再度精査をさせていただいたということですが、

当然、審議会等経て最終的にでき上がったものを数日間の中で変更するのはどうかということもあると思いますが、特に内容的に大幅な変更になるということではございませんし、2行加えたことにつきましては、幹線道路の整備と申しますとほぼでき上がっておりますが、中にはやはり、けやき台、城戸1号線とか、そういうのもございまして、特にけやき台関係の道路につきましては、基山パーキング、そういうのも含めました関係もございまして、当然、あそこは今のところは先が道路につながっておりません。ですから、基本的には、道路というのはいろんな形で接続されるのが本当の形ではなかろうかということも含めまして、形を変えるということももちろんございまして、仮に形を変えないでも、今の状況でも、先がとまっていることについては当然検討しなければならないということも含めまして、今回、特に幹線道路けやき台につきましては検討の必要があるということをお新たに加えさせていただいたところでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

この前、平田議員から……

議長（酒井恵明君）

片山議員、3回じゃけん、考えてせにやいかんですよ。

5番（片山一儀君）続

はい、わかりました。手順がよくないので反対されたって話を聞きました。公務員の仕事というのは、目的がしっかりして手順がよくないといけないんですね。で、これは、国土利用計画は最初にランドデザインをきちっと整備をして、そして私がさっきわざと説明したんですが、いろんな過程を経てつくられてきたんです。その中で、これは人間ですから漏れもあるでしょう。しかしながら、審議会を経たものを、戦略的にはバランスがきちっとできてはるはずなんですね。そりゃ当然、ミスがあったとすれば、それは担当職員が悪い。そこに、できてきたものに恣意的に挿入を申し出た。あるいは発意があった。要するに、あの文章は町内の安全な交通循環を確保するためにけやき台の北部地域、けやき台に道路をつくると、こう書いてある。道路整備をすると書いてありますね。あそこは、今おっしゃったように、パーキングエリアとかなんとかという言葉が出てきたように、町内というか町外との関係ですよ。文章上に問題があるし、今までバランスよく出てきたんですよ。体がちゃんと平均

がとれてるのに、こういうことを審議会という過程が終わった後に入れる。申し出た人間も問題があるし、受け入れた行政にも問題が私はあると思います。これは、健康な体に、そこにがん細胞を植えたことになるんですよ。

私は、統合長期、統合中期、メンバーにかかわってきました。それは、ちゃんとバランス、将来の見積もりを出してやってきてるんです。それを、ちゃんとしてきてるのを、だれか一言言ってですよ、そこで受け入れる。受け入れるほうも受け入れるほうだ。じゃあ審議会の意味は何ですか。今までちゃんとした手順を経てきたのを壊すことになりませんか。きのう私、審議会のことをちょっと話をしましたけども、そこあたりどうお考えなんですか。これは町長にお伺いしたい。町長にとおっしゃってる。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

特定の議員とか、そういうことをおっしゃいましたけども、決してそういうことで変更したのではございません。（「特定の議員」と呼ぶ者あり）はい、そういうふうに。（「議員とは言ってない」と呼ぶ者あり）だから、結局議会の議決をいただくためには、当然議会の御意見も聞かなければならないと。ですから、当然まちづくり基本条例でも審議会等、まだ広く、これよりも数多くやってきた中でも議会のほうから中間報告をいただいております。それにつきましても当然検討させていただいて、修正なりを加えるということもございまして、やはり議決をいただくためには議決されるとこの御意見も聞かなければならないということで、内容が変わらなければですね、内容が変わらなければ、特に変更をさせていただくことについては問題はないというふうに考えておるところでございます。

あとは町長のほうによるしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長何かありますか。町長。

町長（小森純一君）

きのうも出ましたけども、審議会、委員会の存在といいますか、意義といいますか、それはやっぱり、要するに審議会、委員会に私のほうから諮問をいたしまして、それに対する答申をいただくということです。これは答申でありまして、それに対してまた検討あるいは精査をさせていただくと。それは庁内でもあろうし、先日全協という形で議員さん方の御意見

もということで開かせていただいたということでございます。それによりまして多少変更と  
いいますか、あるいは修正といいますか、そういうこともあり得ると。それはあって不思議  
じゃないと思います。そして、それを議会で議決をいただくと。これが一つの流れだろうと  
いうふうに私思っておりますので、すべてが審議会、委員会ではないということだと思いま  
す。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

私は常々、議会の審議って何だろうと、こう考えるんです。今、私は議員とは言ってない  
んですが、企画政策課長が、議会の承認を得るためには議会の意見も聞かなきゃいけない、  
あるいは議員の意見も聞かなきゃいけないとおっしゃったが、これをね、本来議会でいろ  
んなこと決めるときに、これが法令に違反してないんだらうか。そのために議員は法令勉強  
しなきゃいけないんです。それが論理的に正しいかどうか。私は、議会が必ずしも、今回の  
まちづくり基本条例でもそうですけども、議会は計画をつくるところじゃないんですね。計  
画を出てきたやつを、町民の意見をちゃんと手順を踏んできたことをチェックするところ  
です。条例をつくる、中の計画をつくる機関じゃありません。私はそのように認識して  
ます。変わることもあるでしょう。変わって悪いとは申し上げてるわけじゃない。その理由が  
問題なんです。

だから、町長が審議会答申受けて、答申は最大限尊重される。それを企画政策課長が、私  
は言わなかったけど、議会の承認を得るために議員さんから言われたこと聞かなきゃいけ  
ないみたいなことおっしゃった。議会の承認を受けるためにという話があります。アグリー  
をとるために。それは私は間違ってると思いますよ。そこで議論しなければ、なぜ。今まで  
やってきたことが水泡に帰するじゃないですか、ちゃんと手順を追ってきたことが、ただ一  
言だけで。そんなものでよろしいんですか。そういう審議会の位置づけなんですか。

私は、変わることが悪いと言ってるわけじゃない。変わる必要性、手順がある。例えば、  
あるとこで出てきたら、もう一回原点へ返って審議し直さなきゃ正しいものできないんです。  
そういう思考過程あるいは分析過程なんです。それが科学的な分析なんですよ。そこあたり  
をちゃんと皆さんが踏まえてやらないと。そこに、いいですか、どんな言葉であろうと、そ  
の言葉は幾らにでも解釈できるんです。そこ1個入れることに、意図的にですね。非常に重

要なことです。それを審議を経てないで議会の議決を得るためだけに入れたとしたら、それはこれからの基山町の行政に大きな禍根を残すことになる。やっぱり、しっかり目的を正しくして手順をしっかり踏んで行政をやっていただきたい。

だから、恣意的なものが入ってくると公正、公平なものは欠けてくるわけです。バランスが壊れてくるんです。私、今、町道の認定をチェックしてますが、非常に偏りがあります。国土利用計画も、基山町の、例えば道路ですよ、道路をどのようにデザインしようかということが見えてこないんですね。例えば長野地区だって、基里との関係をどうしようと考えてるのか。確かに、塚原長谷川線というのは弥生が丘との関連を考えてあります。じゃあ八ツ並線はどうなのか。いろんなことが、私はいつも言うんだけど、株式会社グローバルライフサポートに預けて、幾らか言うけど、真剣に考えなかったらそこに気がつかないですよ、なかなか。自分らの町をどうするかということを全体で考えていただかないといけない。（「わかった」と呼ぶ者あり）元総務課長が何かおっしゃってますけども、そこらあたりをしっかりとっていただかないと基山町よくなる。人口はどんどん減っていったるじゃないですか。自分らの町をどうしようか、真剣に考えないと。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

片山議員の意見として執行部も念頭に置いていただいて執行していただくように。（「ちょっと待って。当たり前」と呼ぶ者あり）この件で。今、第37号議案を審議しておりますので。平田議員、はい。

12番（平田通男君）

今の片山議員の意見に反論するわけではありませんが、あなたが言ってるのは、いつも自分の個人の意見を押しつけて、そしてそれをしなければいかにも悪いような言い方をして、発言にはもっと考えてほしいと思う。同じ議員として言っておきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第37号議案に対する質疑を終わります。

ここで皆さん方にお諮りいたします。第37号議案については、閉会中の継続審査に付するため、会議規則第38条の規定により総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委

員会の連合審査会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は閉会中の3常任委員会の連合審査会に付託することに決定いたしました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

～午前10時30分 休憩～

～午前10時40分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第6 第38号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6 第38号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

質問をしますけども、選任の関係でもありますので、プライバシーには配慮した質問を行います。

一つは、固定資産の評価審査委員と。行政委員の一つの中身でもあるわけですけども、任期が3年ということで、10ページ見てもらえればわかりますように、14年9月からされております。一つは、基山町の審査委員会が何名で構成されているのかなと。条例見れば3名で構成されてるのかなというふうに思いますけども、今回選任される以外の2名の方を教えてくださいなというのと、たくさん今、基山町が特に町税が高い中に、固定資産税が占める割合が高いと。それだけ基山町は利便性もよくて路線価格も高いというのがあって、たくさんの方々が、この4月から5月にかけて納税の時期になれば、何で私のところの固定資産税がこんなに高いんだろうかと、よく相談に来られてます。そのときに、苦情を受ければ、これは固定資産の評価審査委員会にかけるようになるんだろうというふうに思うんですね。それで、今どれぐらいの方が実際この苦情処理を、審査をされてるんだろうかと、かかっているんだろうかという点。

それから、先ほど言いましたように、任期が3年という中で、今回の選任者の鳥飼さんに

については今回もう4期目に入ると、もし選任されればですね。それで、この審査委員になるための資格ですね。これどういう資格が要るのかと。別に資格は要りませんと。町長が任命しますからと言えばそれまででしょうけども、どういう資格が本当に要るのかなと。

それから、例えば基山の中にも宅建協会とか、いろんな土地価格についての協会とかあるかと思いますが、そこのほうにお願いされてるんだらうかと。いや、そうじゃなくて、町長の選任でこれはいつも個人的にお願いしてるという形になるんだらうかという部分ですね。というのは、先ほど申しましたように、これ一つの苦情処理機関でもあるわけですね。そうすると、公正、公平という部分をどのように保つのかという部分がありますので、私はできれば、今回4期目ですけども、また違う人も選考過程の中では名前が上がったのかなという気もしますが、この辺、プライバシーに配慮したところで説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの質問ですけども、鳥飼邦弘さんですけども、資格で、10ページを見ていただくとわかりますように、土地家屋調査士という資格を持っております。今現在、基山町では1名です。そういうことで、また年齢的にもまだ48歳ということで、また経験も一番豊富ということで、この方をお願いしているところでございます。

それから、議員おっしゃるように、委員の任期は3年で、今回承認されれば4期目に入るわけですけども、第1回目が平成14年9月27日から平成16年6月30日になっております。これは、前職の方の残任期間ということになっております。

それから、異議申し立ての件数なんですけども、ちょっとこれ私実際調査してませんが、平成9年から約二、三件だというふうに思っております。

以上でございます。

濟いませぬ。他の委員の2名の方は、松野英喜さん、現在1区の区長さんであります。それから、腹巻建設といいますか、腹巻稔幸さん。この方は建築士の1級の有資格者でございます。

それと、このほか、どのように選任したかということですけども、調査といいますか、そういう有資格者の中を当たってみたところ、やはり鳥飼さんという格好でしか当たらなかったということで、鳥飼さんを選任したということをお願いしたいと思っております。



それから、選考基準ですけども、有識者とか、そういう固定資産評価に携わる学識経験者といえますか、それから地域の実情を詳しくわかってるという方で選考をさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

しつこく聞くわけじゃないんですけども、基山町内在住で基山町に事務所を構えてある方が鳥飼さんと。基山町在住で、例えば福岡市とか、福岡市はとにかく土地の関係いろんなあって、そこに会社等もありますけども、そういうところの方については最初から除外されるのでしょうか。基山町の町内で土地家屋調査士を持ってある方は鳥飼さん1人というふうな理解でしょうか。どちらでしょうか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）

地方税法の第433条、固定資産評価審査委員会の設置、選任等の中に、基山町納税義務者ということになっておりますので、基山町に固定資産を持ってある方の中で選ぶという格好になっておりますので。土地家屋調査士は1人ですね、基山町内に。ということで選考基準にさせていただいております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

1人のとらえ方が、言うように、基山町に会社を持ってある方が1人と。私聞いているのは、納税の義務当然ありますよ。だから、基山町に住所を構えていると。しかし、福岡の会社とか、福岡のほうで会社を設立されてる方も中にはいらっしゃるんじゃないんですかということころの質問なんですけども。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）

その辺の調査はちょっとやっておりませんので、今回まだ、次回でもそういうことを調査をしていきたいと思っております。

町外の方にもそういう方もおられると思いますけども、今回はこうすることで、町内の方で有資格者の方をお願いをしてるということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第38号議案に対する質疑を終わります。

第38号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第38号議案を採決します。議員の皆様にお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この投票は、採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は12名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、投票立会人に重松一徳議員と後藤信八議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白紙は否とみなします。

ただいまから投票用紙を配付します。しばらくお待ちください。

〔投票用紙配付〕

議長（酒井恵明君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（酒井恵明君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（酒井恵明君）

投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 11票

不同意票 0票

よって、第38号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第7 第39号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7 第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。ちょっと待ってください。順次申し上げます。

まず、議案書の12ページをお開きください。（「11ページに」と呼ぶ者あり）11ページに頭。（「はい」と呼ぶ者あり）鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

補正予算が出ました、6月ですね。2回目と思います。で、私は、この補正予算についてそのものでなくて、基山町の予算の編成並びに補正についての問題についてお伺いしたいと思います。

ことしの3月の予算特別委員会におきまして、私と何人かと思えます、私があればですけど、当初予算の審議をする前には、当初予算の基礎となった総合計画の実施計画並びに中・長期の財政計画が予算審議の前提になるんじゃないかというふうに申し上げましたところ、町長のほうから発言の申し出が特別委員会の最初にありました。その中で町長は、基山町の実施計画については本年度より総合計画の分類により作成したい。現時点で集計中である。それと、基山町の財政計画シミュレーションについては今のところまだわからないところがあり、おくらしている。できるだけ早く策定しなければならないと思っていると。こういう発言があつてますよね。あれが3月20日ぐらい。今、6月。新しく財政課も誕生されまして、財政課長も生まれました。私は、ここはすぐできると思っておりました。町長は、予算がない、予算がないと。いろんな事業、わかります。しかし、町民なり議会についてはどれだけ、予算が幾らになって、来年、再来年、10年先はどういうふうになってるかという、そういう総合的な財政見通しがなくて当初予算、補正予算を審議することはできないと思います。

私は、これだけ言われて町長がまだ、恐らく町長の指揮権が課長には行ってないんじゃないかと。私、そこのほうを思うんですよ。新しく課長ができてるんですよ。それで3カ月、有余。町長はすぐ出しますというふうに発言されて、担当課長が新しくできて、それによって実施計画、中・長期の財政計画、すぐ出ると私は期待しとったんですよ。きょう現在でも全くできなくて、この予算審議には私は応じられないと思います。議長、取り扱いを。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

実施計画につきましては企画政策課の担当となっております。それで、今鳥飼議員御指摘のとおり、4月末までには提出をするということを町長のほうが申し上げとったと思います。それで、私のほうが、それを知りながら、でき上がったものをよく精査しなかった関係で、今見ておりまして、実際お渡しするような形が今できておりますので、実施計画につきましては早速議員の皆様へ提出をさせていただきたいと。大変遅くなって申しわけなく思っております。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

確かに、3月の特別委員会の冒頭に町長がそういうふうに申し上げたと思います。ただ、今、全課に予定を出させております。いや、それを精査せんと、それを単に積み上げただけではなかなかできないと。これは御理解いただきたいと思います。やっぱり精査しながら、それと補助金とか起債の関係とか全部チェックをしなければ、簡単に積み上げただけでは上げられないということでございます。で、今、作業をしております。ですから、時期的にいつかということはお約束は今のところではできないと思いますけども、なるべく早目には出したいということで、私を初め担当課がやっておりますので、その辺は御理解ください。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。先ほど、企画政策課長、実施計画表。じゃあ、暫時休憩とってできる。

じゃあ、暫時休憩いたします。

～午前11時 休憩～

～午前11時12分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

ちょっと待って。何かありますか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ただいま、総合計画実施計画、財政計画、いただきました。6月9日ですね。去年が7月9日ぐらいだったかと思います。来年はぜひ3月当初予算の編成、審議までに御提出をお願い

いしたいということと、これに基づく中・長期の、これは3年間の、中・長期の財政シミュレーション関係、もう私が何回でも言いますように、新しい財政課長も誕生しましたことだし、いつ、今検討中でございます、検討中ということは、いつになるかわからんと。こういうことで行政としてはできないと思うんですよ。いつまでにするという責任をとられて、いつまでにすると。しかし、それは状況によって、それでもどうしてもできないこともあるかと思えます、災害とかいろんな面で。しかし、常識的にはいつぐらいまでにできるという見解を財政課長に聞きたいのと、町長に対しては、来年度の当初予算の提出までには実施計画を提出される予定があるのかどうかをあわせてお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

非常におくれて申しわけなく思っておりますけども、9月の議会前までには必ず提出をさせていただきたいというふうに考えております。今、決算統計時期でございます、決算統計の分類の仕方、それによって21年度の、財政計画の基礎となる部分が21年度の恐らく決算になると思えます。それに基づきまして、10年の中期計画を立てていきたいというふうに考えております。ただ、今法律の改正とかいろいろあっておりますので、その辺の情報収集とか、各課からの見積もりとかをとっておりますので、今作業は順次行っております。少なくとも9月議会までには提出をしたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

実施計画並びに財政計画が大変おくれておると。これについてはまことに申しわけございません。私もできるだけ早く目にしたいというような気持ちはあったわけでございますけども、いろいろと事情もございまして、各課よりの提出、積み上げ、精査、その辺のところ遅くなってしまったということでございます。実施計画につきましては、きょうこうしてお示しすることができましたけども、財政計画、これも余り、担当課としてはできる限り正確にというか、先々を見越したところということで、ついつい慎重になっておる、それと実施計画に伴っての財政計画でございますから、その関連もございまして慎重になったと。余り慎重といっても切りがないわけでございますけども、そういうことでおくらせておるとい

とでございますので、申しわけなくおわびを申し上げます。

それと、来年という話でございますけども、これまた、ちょっとまだ先もでございますし、できるだけそういう形でするように努力はさせますし、いたします。その辺のところでは御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、よろしゅうございますね。

ほかに。片山議員。

5番（片山一儀君）

あきらめたら、あきらめたんじゃないかと言われても困りますが、これも予算書に提案理由がないんですね。要するに、出すからには提案がないと。これは、例えば人事異動があったから補正予算を組まなきゃいけなかったとか、理由があるはずですよ。

私、一番最初に補正だ何だを見たときに、3年前ですよ、これは現金出納帳かと思いました。要するに、予算というのはあくまで見積もりですから、その執行の後には決算できちっと報告するわけですからね。その間にはあくまで予定なんですよ。予定を変えるからには、国からのお金が幾ら来たのが決まったからどうしても補正せざるを得なくなった、その補正の理由があるわけです。予算を編成する、提出するには提出する理由があるんです。それが出ないとしたら、これは文章能力が欠如してると。公務員に一番欠けてる事項です。そこらあたりをきちっとしていかないと、今あったように。必要性がなくて出てくるから、そういう習慣がついてしまってる。予算ていうのはあくまで何なのか。決算は何か。あくまで予定ですから、変わることもあるでしょう。ただし、この時点で、本時点ではこういう必要性があって補正を組まざるを得なかったんだというのが必ずあるはずなんです。そこあたりがないと、今言ったような問題が出てくるわけですね。そこへ必要性なりがないといけないんで、あるまで私、町長の意思で書けよって言えば書けるんです。その書く幅、深さ、これはいろいろあるでしょう。それからまず始めていくことが大事だと思います。これは町長の意思だと思います。管理者にひとつよろしく願いをして、質問にかえさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

ほかに。何か。町長。

町長（小森純一君）

要望というような形かと思っておりますけども、提案理由については、今までも幾度となく片山

議員からの御意見も伺っておりますし、またその都度私も、本当に、この予算書についての提案理由、これを一々書くと、それはそれなりのボリュームにもなるということでございます。そういうこともございまして、決して手抜きしとるわけじゃないんですけども、それは議案書の中で、予算書の中で各項にわたって御説明するというような形でお願いをできないかなと。確たることはわかりませんが、一応議会にもそういうお願いは私どももさせていただいておったというふうに今思うわけでございます。ひとつ、これは別の機会にでもまたお話をさせていただければと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですが、議案書の12ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細に入ります。3ページをお開きください。よろしゅうございますか。歳入の13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2項9目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、17款・繰入金、1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款4項2目。ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9ページの歳出に入ります。1款1項1目。重松議員。

2番（重松一徳君）

9ページにとられるわけじゃないんですけども、今回の補正予算が職員の異動に伴って更正されてる部分が多々ありますので、まとめて職員の関係、異動の関係について質問いたします。

課別の職員の名簿を、これ4月1日付の名簿あるんですけども、今職員数が、男性が85名、うち派遣が6名、女性が56名、うち派遣が1名ということで141名と。4月1日時点で141名というふうになっています。当初、昨年、職員数は145名ということで、私、職員数とか臨時職員、嘱託職員の数も質問したんですけども、そのときに145名と、21年度はということで説明受けてました。職員の定数についてどのようになっているのかということと、4月1日付で職員の定数に満たってないんじゃないかなと。当初から不足した職員数で今職員の業務が進んでるのかと。そうすると、先ほどから条例改正でありましたけども、本当に条例改正して職員の方それぞれの介護とか休業とかできるのかなという問題ありますけども、一つは、質問の内容ですけども、各課の職員数を教えていただきたいということと、各課の中で当初計画の職員数よりも減っているというところをまず知らせていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

その辺答弁してください。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、定数条例につきましては、4月1日現在で4名の減となっております。このことに関しましては、職員の確定する5月31日までに退職する、それから職員不足の分についての次の職員の採用を決める基準を5月31日といたしております、それで採用の人数を確定いたしております。昨年につきましては、そういう手続を行っていったわけですけど、その後に職員の死亡、それから中途退職等が出てきておりますので、4月1日現在でそういう結果になっております。

それから、御指摘いただきました各課の職員数については、資料等を今議会中に提出をさせていただきますと思いますけど、よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

4名減ということで、今年4月1日から職員採用されまして、一般職4名、それに保健師1名、合計5名採用されてますね。その採用を決定する段階において、4月1日はもう定数が不足するというのはわかってたんじゃないですか。だから、私は逆に、どうして追加採用も含めてですね、追加採用というか、職員採用の順番は、順位をつけて、例えば一般だったら、今回2次合格者が11名ですか、12名ですか、多分いらっしまったと思いますね。約3倍だから、採用の。そうすると、順番つけて、4番までは今回採用したと。その後、5番、6番、7番と本当は順番をつけとくべきじゃないんですか。そして、例えば辞退された場合とかという場合は、5番、6番から採用するとかというふうに採用基準はなってるんじゃないんですか。だから、当初計画してた4人では今回もう4月1日から不足するという場合においては、追加で採用できるんじゃないんですか。これどうですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、確定する、職員を採用する試験後に、今言われましたように余剰員といいますか、その分の範囲までは行っております。あと、その経緯については私も把握しておりませんが、例えば採用されてほかの職場のほうに行かれる方もあると思います。そういう経緯で、今言われましたように、1番の補助員、2番、というような形はとっておると思いますけど、その確認はとっておると思います。しかし、今回の場合は、そうした人数が新規採用も確定した段階の中で、先ほど言いましたような中途退職者、それから死亡された方とかが出てこういった状況になっております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

3回目で、これ以上言いませんけども、ことしの4月1日の採用で募集されて、言いまし

たように上位から4人は採用して、あと5番、6番という順番づけは、これは1年間多分有効なんですね。来年の3月31日まで有効なはずです。そして、新しく来年の4月1日採用の場合は、例えばまた採用基準に基づいて募集すると。だから、今の段階でも、例えば職員数が少ないということだったら、それに基づいて採用することができるんじゃないんですか。どうですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

今回、採用した職員について、合格通知を何名出してるかが確認がとれませんけど、合格通知を余分に出しておれば、そういった形がとれると思いますので、いや、余剰員の確保がですよ。そういうのを通知を出しとったかどうかを確認せんと、私のほうもわかりませんが、はい。だから、その辺で余剰員の確保を試験後に行っていたかどうかちゅうのがちょっと、確認してみたいと思います。

議長（酒井恵明君）

それは確認なさって、わかり次第答弁していただきましょうね。重松議員、それでいいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。2款1項1目、3目。10ページ、11ページに少しかかりますね、3目は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。2款1項4目、5目、6目。12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目、2目。重松議員。

2番（重松一徳君）

敬老祝い金、3月議会で条例案を否決したということで、今回3,730千円補正を組まれたと。これ町長に伺います。来年度以降についても現行の敬老祝い金制度を維持していくということに理解していいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

今回は否決ということでこういう形になりました。さあ来年、その後ということでございますけども、その辺のところはやはりいろいろとまた情勢も違ってきますでしょうし、ここで必ずそうだ、継続するということまでは申し上げかねます。御理解をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。3款1項4目、17ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。3款2項1目、2目。後藤議員。19ページまでありますね。

3番（後藤信八君）

関連でいえば18の備品購入費、放課後児童教室備品ということではありますが、関連してということで、放課後児童、今回の補正に全く補正で計上がなされていないので質問をします。

3月の定例議会において条例審議、並びに予算委員会でも再三にわたって放課後の主任指

導員の手当について質問、審議が繰り返されて、当時は総務と協議しながら前向きに検討するという回答をいただいております。今般の補正の中では臨時賃金の補正は全くありませんし、どのようにそのことがなっておるのか。主任手当について検討されておるのか、あるいはいつごろからやるつもりなのか。どのようになつとるか、補正に計上されてないという位置づけで質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども、これは早急にやらなければならないというふうには思っております。ただ、利用料、負担金の徴収の方法についても御指摘をいただいておりますので、こちらとしては徴収の方法等もあわせて、とにかく9月以降に新料金になりますので、それまでには結論を出したいということは今検討してるところでございます。大変遅くなりまして申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

処遇に関することですのでね。話が起こって、半年後やっとなんかということで、そういうスピードでいいのかなというふうに思います。そのほかにも、放課後児童の指導員の皆さんの夜間ちゅうか、それに対する、夜まで個人的にはしておりますけども、夜の手当も含めてですね、条件改良についていろいろ提出もしてありますが、主任指導員については既に主任指導員を設置しておられるわけでしょう。設置しておいて、無報酬で主任指導員と。名だけですね、名前と責任だけの仕事在那里に発生しておると。これ、職員じゃこういうことはあり得ないでしょう。あり得ないですね。臨時職員ですから、日々雇用職員の条例があるとかないとか、要綱があるとかないとかということになつとるかもしれませんが、やろうと思えばいろんな形で、そんな大層な予算を食うわけじゃないわけですし、もっと真剣に検討して、なるべく早い時期に、実施するんであれば早い時期にやるということで、ぜひお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

13節の委託料のところ、消防設備保守点検委託料ということで15千円上がっておりますが、これについて説明ください。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

消防設備保守点検委託料につきましては、新しくひまわり教室が建設されましたので、本来ですと当初予算に上げておくべきだったというふうに思っております。今回の補正になりましたこと、おわびいたします。

消防法の第17条3の3に規定されておまして、消防設備を設置した建物には年2回の設備の点検と消防署への年1回の届け出、これは今回のひまわり教室につきましては3年に1回ということになります。非特定防火対象物というふうになりますので、その分の初回の1回目ということを加えまして15千円をお願いするところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

今ごろ上げられてというふうにちょっと思ったんですけども、これはひまわり館が完成したときに、そのときに点検すれば済むことじゃないですか。だから、毎年2回せないかんでしょうけども、最初は、できたときにやれば、1回目はそれで済むじゃないですかというふうに思うわけです。

それと、この前から議会ちゅうか、委員会やったですか、ちょっと忘れましたが、議論になっとったんですけど、基山小学校の一部としてできないのかというのがたしか議論になっとったと思うんですね。ところが、また別個にこういうふうに予算計上されていると思うので、その辺はどうなんだろうかと思います。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

消防設備、今1階と2階に警報が鳴る部分がつくっております。これは、あくまで建設時点では設置をしたということですので、消防法での届け出なり点検というのは別になります

ので、これは別建てで予算を計上すべきだというふうに思っております。初回は免除されま  
すよというふうな話ではないのです。消防法に基づきまして点検の委託料をお願いして  
るところでございます。

それから、基山小学校との関連ですけれども、あくまで別の建物であります。児童福祉施設  
という形で新たに別の建物を建設しておりますので、そこに消防設備がありますので、警報  
が鳴る消防設備がございますので、その点検の委託料ということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

ちょっとその辺わからないので、別の建物でしょ。そしたら、つまり一つ一つの建物が独  
立してると。一つ屋根の下じゃないというふうな見方をするならば、例えばプールとか別の  
建物ありますよね、小学校でも。あると思うんですよ。いや、廊下でつながるとけん別の  
建物じゃないとかなんとかち言われるかもしれんけれども、それも一つ一つやるわけですか。  
基山小学校全体として、消防の緊急通報装置とかいろいろあるでしょう、それをすれば済む  
ことじゃなからうかと思うんですよ。あれは一つ一つせないかんわけですか、基山小学校で  
も。体育館とかなんとか、そんな形になるわけですかね。まとめてじゃないんですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

見積もり見ますと、それぞれの機械の設置をされてる箇所です。点検の箇所  
をですね。だから、基山小学校の場合はどういう契約になってるかは別としまして、それぞ  
れ体育館とかにも消防の設備があると思います。その箇所数とかで契約をされて委託料を  
組んでると思いますので、あくまでこちらのほうは児童福祉施設ひまわり館として消防設備  
の点検の委託料ということで、小学校の分とは別と。ただ、まとめて契約をしましょうとな  
ると、それはまた1本で契約ができると思いますけれども、今回の場合は、うちの分が入  
っておりませんでしたので補正をお願いしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次進みます。4款1項2目、3目。21ページまでありますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項2目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目。林議員。

8番（林 博文君）

23ページでしょ。

議長（酒井恵明君）

そうです。

8番（林 博文君）続

県の補助金が、5ページででしたけども、緊急雇用創出事業臨時特別交付金ということで2,405千円ですか。この分が商工会のほうに委託をされて委託料ということですが、事業はどのような事業で委託をされる事業ですか。また、これについては1年間の県のほうの補助金で、1年で済むわけですか。前は、15年前は、私もちょっと携わったことがあります、県から3年間4,000千円ずつ来て駅前開発関係の事業に取り組んだことがあります、そういうふうな事業の委託料ですか。ちょっと事業内容を教えていただきたい。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

この事業については、今、歳入のほうで御指摘ありました緊急雇用創出事業でございます。当初予算でもお願いをしておりましたが、枠がまた配分されまして、有効に使わせていただくということで、今回、当初に上げておりました以外に補正でお願いしております。

商工会に委託しました内容につきましては、消費者の町外流出をできるだけ防止したいということがありまして、そうするためには、ポイントカードを今回また新たに換えられておりますけども、その情報管理とかが行いますと、ある程度消費者の動向がわかるという仕組みになっとうござります。そういう分析を行いまして、地元消費者の利便の向上に役



立て、商工会の活性化を図ることが目的になっておりまして、効果的には地域商店街の振興を図ることができるということで委託をお願いいたしております。予定は一応7月から、この予算を議決いただきましたならば7月から3月まで事業を進めていただくようになっておりまして、雇用人数は2人ということで予定をいたしておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

そうすると、これは県が労働費補助金ということで出されておりますが、これについては1年ぎり、今年で終わるわけですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

新規雇用者につきましては原則6カ月ということになっておりますが、1回限り更新は可能ということで6カ月以上雇うことができますが、この事業につきましては3月31日まで、今年度限りで予定をいたしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

確かに、基山町の商工会関係は大変大型スーパー関係の進出によって苦勞されておりますが、流出等なり、またシャッターを閉めてあるというような形で、そのような調査ですけども、その調査があった後は町はどのような考えを持ってありますか。その資料は町のほうに提出されるわけですか、県のほうですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

当然、委託をお願いいたしておりますので、結果、いろいろ報告は町のほうにいただくようになります。それを県のほうに、県の基金でございますので、事業報告をしなければならぬというふうに進めさせていただくつもりでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項3目。平田議員。

12番（平田通男君）

いいですか。

議長（酒井恵明君）

はい。

12番（平田通男君）続

循環バスの所管はどこですかね。ここでしょ。まちづくり課でしょ。違う。ここで聞く以外ないかな。まちづくり課の所管のところ。更正が上がってない理由を教えてください。循環バス、この前初めて聞いたわけだけど、循環バスの委託先が変わって3,000千円ぐらい安くなったという話をこの前聞きましたが、更正はどこでされてるんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

先般、循環バスの委託料が下がったということは申し上げたところですけども、今回は更正をしておりません。9月議会で。

議長（酒井恵明君）

9月議会で出すということですね。平田議員。

12番（平田通男君）

関連してですが、循環バスの運行については、過去何回か議会の中で論議をして、そして改善に向けて善処をするようにということを要求してきたわけですね、議会側としては。前

回、一般質問の中で、たまたま大山議員が一般質問をされて、そのときに初めてバスの契約を基山タクシーに変えた。そして、既にバスは運行してるということを我々は知ったわけですね。議会にそういうことを報告する義務はないんですか、これは町長にお尋ねしたいんですが。全然我々は知りませんよ、そういうことは。あれだけ論議をして、そして循環バスのあり方についていろんな意見を出して、何回も何回も議会の中で審議をした。それがいつの間にか決まっていて、既に契約先も変わってバスも動きよると。後ろからタクシーが2台ついて回りよると。そういうことを聞いた場合に、我々は全くどこからも聞いてないです。そういうことに対して報告する意思はあるんですか。それとも、そういうことは議会には言わんでいいというふうに考えられてるんですか。町長、お尋ねしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

報告なりをしなくていいということではないと思います。しかしながら、議会と行政、常に連携をとりながら、情報も交わしながらやっていくということが必要だというふうに思いますので、その辺のところは議会との連携が足りなかったというふうには思っております。実は、これは議長と私もそのような話はやってなかったということでございますので、その辺は私の手落ちかなとは思っております。しなくていいとか、しなけりゃならないという、そういう話でもないというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

少なくとも、議会の始まる前に町長が町政報告をされますね。あれだけ大きな案件で、そして審議してきたことを、変わったわけですから、せめてその場でもしていただくような配慮は必要じゃないかと思うし、その前に、これは産業委員会ですかね、産業関係でしょうが、その中でも当然説明をされてるべきだと思います。これはあくまでも私の意見ですが、そう思ってますので、配慮をしていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

一応、町政報告では申し上げてはおります。しかし、その前にやっぱりすべきだったということは今思っております。これから注意をしていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃ、次、27ページ、8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項2目。消防費。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項1目、2目、3目、4目。34ページまで行きます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第39号議案に対する質疑を終わります。

ここで13時5分まで休憩いたします。

～午前11時56分 休憩～

～午後1時4分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

済いません。午前中の答弁が漏れておりました分について回答させていただきます。

まず、職員採用につきまして、当初3名で職員の採用を行ってございましたけれども、1名が死亡されたことによりまして9月末に町村会のほうへ4名を急遽お願いし、採用枠を4名にいたしております。採用枠が4名ということで、1次試験の合格者が必然的に12名という形で決定をしまして、採用を4名行っております。その中で、本来2次試験を合格した時点で4名の採用の合格通知と不合格の通知を出しております。議員御指摘の部分の予備者の確定については、ここ何年間も行っておりませんで、予備者の通知については、今後また課内それから町長含んだところで検討を行っていかなければならないと思っております。

それから、資料として提出させていただきました基山町行政組織構図の中で4月1日現在の配置を配付させていただいておりますけれども、その中で不足してる部分につきましては、保育士が1名、それから保健師が1名、それから現業の枠につきましては退職された時点での補充は行わないというふうに行っております。それから、あと一名の不足分が学校教育課の部分に1名が不足という形で、3名の不足となっております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。この1回でまとめてあれしてください。

2番（重松一徳君）

済いません。3回発言しましたけど、確認だけさせていただきます。

4名採用されて、私は当然予備者の関係、順番づけがされているんだろうというふうに思っていました。思ってた理由が、採用するためには採用基準そして採用方法については明らかに、私はこれ多分ホームページで見たのかな、というふうに確認してます。その中に、採用者と補充の部分について順番をつけるというふうになった関係で、不足分が出れば補充をしていくと。その補充は、基山町の職員採用試験を受けて採用枠から漏れた方の優先順位といますか、つけてある順番に従って補充をしていくというふうに思ってた関係で質問いたしました。これについては、確認をぜひしておいていただきたいというふうに思ってます。

その関係も含めて、行政組織の21年度と22年度の組織図の関係で、どこの課が欠員があるのかというのを伺ったわけです。言われましたように、現業職員については採用しないということですので、これについてはこの場では申しません。ただ、3月の段階で退職をしたいという申し出があったという中で、4月1日からは欠員も発生してるわけですね。だから、先ほど言いましたように、予備番号をつけておけば4月以降でも採用の関係ができたんじゃないかというふうな関係もありますので、ぜひここは確認していただいて、また次回のときに回答をしていただくようお願いしておきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

次進みます。

#### 日程第8 第40号議案

議長（酒井恵明君）

日程第8 第40号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の16ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正について。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書3ページをお開きください。歳入、9款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4ページの歳出に入ります。歳出の1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第40号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第41号議案

議長（酒井恵明君）

日程第9．第41号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。次の19ページ、第1表歳入歳出予算補正について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、3ページの事項別明細に入ります。歳入、1款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4ページの歳出、2款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5款1項1目。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第41号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第42号議案

議長（酒井恵明君）

日程第10．第42号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページ、第1表歳入歳出予算補正について。松石議員。

10番（松石信男君）

繰入金の補正ですが、基金繰入金、他会計、一般会計から繰入金、これについてはちょっと説明ください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

これは、今回補正をお願いしておる分につきましては人件費の関係でございます。基金から繰り入れる分と他会計から、これは一般会計ですけども、一般会計から繰り入れるという部分がございます、それぞれ同額で繰り入れております。その関係で同じ額を更正させていただくものでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

3,676ですよ。全く同じ金額なんですよ。で、何で同じ金額になっとかなあと。いや、歳出でこれだけ要るから2分の1ずつしとこうと。半分ずつしとこうと。簡単な理由なのか、それともほかに理由があるのか。ちょっとその辺、全く、3,676ですから……。

議長（酒井恵明君）

答弁します。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

当初の繰り入れにつきましては同額で繰り入れをさせていただいておりますので、同額で今回も更正をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

濟いませぬ。ちょっとよく意味がわかりませぬ。だれか詳しく説明してくれんのですか。同額で繰り入れしてるから何とか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。調整する。じゃ、答弁調整。



暫時休憩します。

～午後 1 時14分 休憩～

～午後 1 時15分 再開～

議長（酒井恵明君）

再開いたします。

答弁求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

失礼しました。この繰入金につきましては、一般会計からの繰入金と基金からの繰入金、それぞれ半分ずつで繰り入れをしておりますので、今回同額ということで更正をさせていただいております。それぞれ半分ずつ繰り入れをしておりましたので、その考え方で半分ずつまたしております。

議長（酒井恵明君）

ちょっとかみ合っていないようですから、質問をお願いします。松石議員。

10番（松石信男君）

当初予算で予算組むときに半分ずつ同額で入れとったと、基金からと一般会計からと。全く当初予算じゃ同額ですか。それはわからんけれども、同額だったと、当初予算ではですね。だから今回も半分ずつしたということなんですか。減らすとも半分ずつしたという意味。うん、うち言いよんなさるけえ。それならわかるけど。

議長（酒井恵明君）

答弁をね……。会計管理者。

会計管理者（平野 勉君）

下水道特別会計の人件費につきましては、当初予算では、本来一般会計から繰り入れてもらった中で当初予算編成をすべきものなんですけれども、それができないということで、とりあえず半分は基金から繰り入れて当初予算は編成してるわけですね。で、今回、1名分の人件費が減りましたので、その分で基金からの繰り入れと他会計繰り入れを同額で更正をしておるわけでございます。

議長（酒井恵明君）

第1表、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、3ページの事項別明細書に入ります。歳入、6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5ページの歳出、2款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第42号議案に対する質疑を終わります。

以上で……（「報告についての質疑がない、26ページ」と呼ぶ者あり）報告第2号と……。

今までしたことないよ。ある。

報告第2号について質疑があるようですので、第2号について、片山議員。

5番（片山一儀君）

25ページ、2款1項のまちづくり、0という数字が抜けてますけど、これは何か理由があるんですか。

議長（酒井恵明君）

25ページでしょう。

5番（片山一儀君）続

はい。2款1項、まちづくり、1行だけ0が抜けてるところありますね。それは何か理由があるんですかね。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

申しわけございません。これ0を抜かしております。まことに申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

記入ミスということでございますので、申しわけございませんが、各議員さん、0を記入してください。

質問者、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

それでは、報告第3号についての質疑を受けます。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

基山町の小学校が無事完成されて継続費の精算報告書が出ておりますけど、基本的な問題ですけど、こういうことで約12,000千円当初予算との差額が出ておりますですね。それで、私聞きたいのは、地方債を169,300千円減額して一般財源を147,833千円と。一般財源を増額して地方債を減額されて当初計画からされておりますけど、この理由といたしますか、財源がそれだけ豊富だったから起債せんでもやったというのか、その辺の地方債を減額して一般財源で手当てしたという、その理由についてお伺いします。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

この件につきましては、決して財源が余裕があるからとか云々じゃございませんで、補足説明の中でも若干触れたかと思っておりますけども、起債対象事業分の縮小とかいろいろありまして、その分の積み重ねで地方債が減ったと。ですから、地方債の対象になる分については、ほぼ満額はお借りをいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかに。報告第3号です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で質疑……。片山議員。開発公社ですね。

報告第4号 土地開発公社……（「ちょっと議長、今までと違う」と呼ぶ者あり）してないもんね、うん。（「議長の判断だけで……」「いや、ちょっと待ってください。審議ではないんですけど、ここでしかないんですね。ここでしかない」「今までしてなかったんです

よ」「今までしたかどうかは関係ない」「いやいや、だから、今までと違ったやり方するなら」と呼ぶ者あり)わかりました、わかりました。松石議員、いようとおっしゃることわかったようです。

済いません。ここで暫時休憩して議会運営委員会を、委員長。(「今、第3号までやってきたわけですね。何で第4号だけいけないんですか」と呼ぶ者あり)いや、それが私が、議長がミスだったとお断りしとっでしょう。今までやってないことをやってきたもんだから。

議運を開いてください、委員長。

～午後1時23分 休憩～

～午後2時 再開～

議長(酒井恵明君)

休憩いたしておりましたのを再開いたします。

大変お待たせいたして申しわけございません。議長のミスにおいて議会運営委員会を急遽開催していただきました。委員長いいですか、私が最後まで言うて。

長時間かけて審議していただきました結果なんですが、結論を申し上げますと、今までになかったことをするんだからということで、質問者も議運の席上に来ていただいて御理解と気持ちよく了解していただきまして、報告の第2、第3はもう終わってますが、削除させていただきます。それと、第4号については今後の課題として、また時間をかけて議会運営委員会なり、後ほど出ますが、議会改革特別委員会を設置しますので、その折でもじっくりと論議していただくということで、きょうの結論は、今までにはないことだから今までのことを踏襲するという御理解いただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

ということで、以上で質疑のすべてを終了いたします。

次に進みます。

日程第11 委員会付託

議長(酒井恵明君)

日程第11. 委員会付託を議題とします。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

議長(酒井恵明君)

付託表の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。（「議長、これ先ほど決まった第37号議案が入ってないですね、議案付託表に」と呼ぶ者あり）これは3常任委員会の連合審査会に付託してます。

#### 日程第12 議案の訂正について

議長（酒井恵明君）

日程第12．議案の訂正についてを議題とします。

町長より、会議規則第19条の規定により、平成21年第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定についての訂正請求が出ておりますので、ただいまより説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、議案の訂正請求願いを、その理由を御説明させていただきます。

これは、平成21年第3回定例議会において継続審議となっております第42号議案 基山町まちづくり基本条例の訂正をお願いいたすもので、その理由といたしましては、特別委員会の議論を踏まえて、町民によりわかりやすい条例とするためでございます。

内容は担当課長より補足説明をいたします。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきますが、今回につきましては、一応全部訂正ということとさせていただきます。ただ、中身の詳細な訂正につきましては資料のほうにつけさせていただきます。新旧対照表という表現はちょっと、全部変える

という形ですので新旧対照表かどうかは私もあれですが、これによって説明をさせていただきたいと思います。

まず、目次のうちに、第3章の役割と責務につきましては第9条から第13条ということですけれども、新たに13条の次に14条、15条を追加いたしましたために15条に改正をいたしております。その関係で、ほかの4章、5章、6章につきまして2条ずつ繰り下がるということでございます。

それから、町民と住民という使い方をいろいろ混在させておりましたけれども、今回住民を町民へ統一をさせていただくということで、そういう関係で、第5節ですかね、5節「住民投票」を「町民投票」に変更させていただいておりますし、各関係の、その後も出てまいりますけれども、住民については町民という形で訂正をお願いしているところでございます。

それから、第5章「評価及び改善制度」ということで改正前はお願いしておりましたが、今回「行政評価」ということに改正をお願いいたしております。

それで、前文の中身でございますが、改正前の、地方分権の次の、「が進み、地方自治は自己決定、自己責任が強く」というところを「分権の流れの中で、基山町のまちづくりは、みずから考え、決定し、行動し、責任を持つことが」ということに訂正をお願いいたしております。それから、先ほど申し上げました「住民」を「町民」ということと、「行政」というところを「町の執行機関」、それから「対等な立場で」を「相互に協働して」、それから「人と自然が輝くまち ふるさと基山」というところを平仮名で「きやま」と。そして、「創造することを決意します」を、「つくるため、この条例を制定します」に訂正をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。第2条につきましても「住民」を「町民」に訂正をお願いいたしております。

それから、第4条でございます。まず、第1項1号の「自治の主体」を「まちづくりの主体」、それから「みずからの地域は」というところの部分については削って「みずからの意思」ということで、「みずからの地域」は今回削らせていただいております。それから、「おさめることを明確にし、みずから考え」というところを、「積極的にまちづくりに参加し、」、それから「しなければならない」を「するよう努めるものとする」という形に訂正をお願いいたしております。

それから、2号の次に第3号を新たに追加をいたしております。「町民、活動団体は、そ

の特定の社会活動を通じて協働のまちづくりを図るものとする」ということで新たに追加をいたしております関係上、3号が4号に繰り下がるということでございます。

それから、第11条、見出しでございますけれども「事業者の責務」、これを「事業者の役割と責務」、「役割と」を新たに加えさせていただいております。

それから、第12条ですね。これにつきましては、「公表するものとする」というところを「しなければならない」に訂正をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。13条の次に2条を新たに加えております。第14条、町長の責務。第14条、町長は、この条例の趣旨を尊重し、町民の自主的なまちづくりと町と町民による協働のまちづくりを推進するため、広く町民の意向を的確に把握し、町民の信託にこたえなければならない。それから第15条でございます、町職員の責務。町職員は、この条例の趣旨を尊重し、町民の視点や意向を十分に理解し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。この2条を新たに加えさせていただいております。その関係で14条が16条に変わって行って、ずっと2条ずつ条が繰り下がってっております。

それから、次のページをお願いいたします。第5節の住民投票、これにつきましては「住民」を「町民」へ。それから、見出しの「住民投票」の「住民」も「町民」ということの訂正をお願いいたしております。

それから、23条につきましては、2条ずれということで第25条ということになりますし、これにつきましても「住民」を「町民」へ統一をさせていただいております。

それから、第5章「評価」、これにつきましては「行政評価」ということで行政を追加させていただいております。第1章の「評価」につきましても「行政評価」ということに訂正をお願いいたしております。

それから、附則でございます。附則につきましては、平成22年4月1日から施行するということが最初をお願いいたしておりましたけれども、今回につきましては平成23年4月1日からということに訂正をお願いいたしております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正を許可することに決しました。

日程第13 議会改革特別委員会の設置について

議長（酒井恵明君）

日程第13．議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。質疑については、この際省略したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

本件については、議会改革に関する調査、審査をするため、基山町議会委員会条例第4条の規定により、議会改革特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会定数を6名とすることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会委員定数を6名とすることに決しました。

なお、議会改革特別委員会の指名については、基山町議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

これより議会改革特別委員会委員の指名を行います。重松一徳議員、後藤信八議員、鳥飼勝美議員、片山一儀議員、品川義則議員、松石信男議員、以上6名を議会改革特別委員会委員に指名いたします。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後2時22分 散会～